

令和6年門真市議会第1回定例会



議 案 書

〔追加〕

門 真 市



第1回定例会付議事件目次（追加）

		ページ
第32	議案第29号	門真市介護保険条例の制定について …………… 1
第33	議案第30号	門真市職員の旅費に関する条例の一部改正につ て …………… 12
第34	議案第31号	令和5年度門真市一般会計補正予算（第11号） ……… 15
第35	議案第32号	令和6年度門真市一般会計補正予算（第1号） ……… 29



## 議案第29号

### 門真市介護保険条例の制定について

門真市介護保険条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和6年3月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

法令に定めがあるもののほか、本市が行う介護保険について定めるにつき、本条例案を提出するものである。

# 門真市介護保険条例

## 目次

- 第1章 本市が行う介護保険（第1条）
- 第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）
- 第3章 保険料（第4条—第12条）
- 第4章 補則（第13条）
- 第5章 罰則（第14条—第18条）

## 附則

### 第1章 本市が行う介護保険

**第1条** 本市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

### 第2章 介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

**第2条** 門真市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、72人以内とする。

（規則への委任）

**第3条** 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 保険料

（保険料率）

**第4条** 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 47,769円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 71,916円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 72,441円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 94,489円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 104,988円

(6) 次のいずれかに該当する者 125,985円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 136,484円

ア 合計所得金額が1,200,000円以上2,100,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 157,482円

ア 合計所得金額が2,100,000円以上3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 178,479円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,100,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 199,477円

ア 合計所得金額が4,100,000円以上5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 220,474円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上5,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1

項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 241,472円

ア 合計所得金額が5,900,000円以上6,800,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 251,971円

ア 合計所得金額が6,800,000円以上7,300,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 262,470円

ア 合計所得金額が7,300,000円以上7,800,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 272,968円

ア 合計所得金額が7,800,000円以上8,300,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 283,467円

ア 合計所得金額が8,300,000円以上9,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 293,966円

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者 29,921円

(2) 前項第2号に掲げる者 50,919円

(3) 前項第3号に掲げる者 71,916円

（普通徴収に係る納期等）

**第5条** 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

(1) 第1期 7月1日から同月31日まで

(2) 第2期 8月1日から同月31日まで

(3) 第3期 9月1日から同月30日まで

(4) 第4期 10月1日から同月31日まで

(5) 第5期 11月1日から同月30日まで

(6) 第6期 12月1日から同月25日まで

(7) 第7期 1月1日から同月31日まで

(8) 第8期 2月1日から同月末日まで

(9) 第9期 3月1日から同月31日まで

2 納期の末日が、門真市の休日を定める条例（平成2年門真市条例第10号）第2条第1項に規定する市の休日に該当するときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納期とみなす。

3 第1項各号に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対し、そ

の納期を通知しなければならない。

- 4 納期ごとの分割金額に10円未満の端数があるとき又はその分割金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

**第6条** 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第16号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

**第7条** 市長は、保険料の額を決定したときは、速やかに第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも同様とする。

(保険料の督促手数料)

**第8条** 保険料の督促手数料は、督促状1通につき50円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(延滞金)

**第9条** 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納

付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計維持者」という。)が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
  - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
  - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
  - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事由があること。
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計維持者の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付(法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。)の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由  
(保険料の減免)

**第11条** 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し、その申請により保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計維持者の氏名、住所及び個人番号
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

**第12条** 第1号被保険者は、毎年度市長が別に定める日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

#### 第4章 補則

(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

**第14条** 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条

第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

**第15条** 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

**第16条** 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

**第17条** 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

**第18条** 第14条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第14条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(門真市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

**第2条** 門真市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（令和5年門真市条例第24号）は、廃止する。

(経過措置)

**第3条** この条例の施行前にくすのき広域連合介護保険条例（平成12年くすのき広域連合条例第4号。以下「旧広域連合条例」という。）の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

2 この条例の施行前に旧広域連合条例の規定によって課した、又は課すべきであつ

た保険料については、なお旧広域連合条例の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお旧広域連合条例の例による。

(認定審査会の委員の任期の特例)

**第4条** この条例の施行の際現に認定審査会の委員として委嘱されている者の任期については、当該委員の同意を得て、令和8年3月31日までとすることができる。

(延滞金の割合の特例)

**第5条** 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

## 議案第30号

### 門真市職員の旅費に関する条例の一部改正について

門真市職員の旅費に関する条例（昭和58年門真市条例第4号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年3月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

災害発生時において、職員が災害応急対策等のため被災地域に出張し、かつ、滞在する場合に災害対策旅費を支給する等につき、本条例案を提出するものである。

門真市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

門真市職員の旅費に関する条例（昭和58年門真市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の種類)</p> <p><b>第6条</b> 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、<u>移転料及び災害対策旅費</u>とする。</p> <p>2～9 略</p> <p>10 <u>災害対策旅費は、災害（災害対策基本法</u></p>	<p>(旅費の種類)</p> <p><b>第6条</b> 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料<u>及び移転料</u>とする。</p> <p>2～9 略</p>
<p><u>昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。)</u>が発生した場合における職員の災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務のための市長が別に定める地域（以下「被災地域」という。）への出張（被災地域における滞在を伴うものに限る。）について、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p>	
<p>(日当)</p> <p><b>第15条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <u>第6条第6項の規定にかかわらず、日当は、災害対策旅費又は被災地域に係る地方公共団体から災害対策基本法第32条第1項に規定する災害派遣手当（以下「災害派遣手当」という。）を支給される職員には、支給しない。</u></p>	<p>(日当)</p> <p><b>第15条</b></p> <p>1 略</p>
<p><b>第16条の2</b> 略</p>	<p><b>第16条の2</b> 略</p>
<p>(災害対策旅費)</p> <p><b>第16条の3</b> <u>災害対策旅費の額は、1日につき3,970円とする。</u></p>	
<p>2 <u>第6条第10項の規定にかかわらず、災害対策旅費は、被災地域に係る地方公共団体から災害派遣手当を支給される職員には、支給しない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(遺族の旅費)</p> <p><b>第18条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、<u>第2条第1項第7号</u>に掲げる順序によるものとする。ただし、同順位者がある場合には、年長者を先にするものとする。</p>	<p>(遺族の旅費)</p> <p><b>第18条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、<u>第2条第1項第5号</u>に掲げる順序によるものとする。ただし、同順位者がある場合には、年長者を先にするものとする。</p>

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の門真市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第6条第1項及び第10項、第15条第2項並びに第16条の3の規定は、令和6年1月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(内払)

- 3 この条例による改正前の門真市職員の旅費に関する条例第6条第6項の規定により令和6年1月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた日当（災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、職員（新条例第2条第1号に規定する職員をいう。）が災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務のため出張し、かつ、滞在した場合に支払われた日当に限る。）は、新条例第6条第10項の規定による災害対策旅費の内払とみなす。

## 議案第31号

### 令和5年度門真市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度門真市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,245,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

**第2条** 既定の債務負担行為の廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年3月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	22,881,605	△13,090	22,868,515
	2 国庫補助金	8,969,505	△13,090	8,956,415
18	繰入金	2,832,047	69,910	2,901,957
	1 基金繰入金	2,832,047	69,910	2,901,957
20	市債	8,082,021	△13,000	8,069,021
	1 市債	8,082,021	△13,000	8,069,021
	歳入合計	77,201,275	43,820	77,245,095

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,454,075	75,474	8,529,549
	1 総務管理費	7,333,835	75,474	7,409,309
7	土木費	11,327,137	△26,180	11,300,957
	4 都市計画費	5,595,223	△26,180	5,569,043
12	予備費	71,504	△5,474	66,030
	1 予備費	71,504	△5,474	66,030
	歳 出 合 計	77,201,275	43,820	77,245,095

第2表 債務負担行為補正  
 廃止

事 項	期 間	限 度 額
高圧線地中化調査設計業務負担金	令和6年度	千円
	}	11,220
	令和7年度	







2 歳 入

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
5 土木費国庫補助金	千円 4,176,668	千円 △13,090	千円 4,163,578
計	8,969,505	△13,090	8,956,415

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

5 まちづくり整備基金繰入金	759,148	△90	759,058
8 財政調整基金繰入金	940,000	70,000	1,010,000
計	2,832,047	69,910	2,901,957

20 款 市債

1 項 市債

5 土木債	3,749,100	△13,000	3,736,100
計	8,082,021	△13,000	8,069,021

節		金額	説明
区分			
16	社会資本整備 総合交付金	千円 △13,090	住宅市街地総合整備事業費補助金

1	まちづくり整備 基金繰入金	△90	まちづくり整備基金繰入金
1	財政調整基金 繰入金	70,000	財政調整基金繰入金

16	公営住宅建設 事業債	△13,000	高圧線地中化整備事業債

14款 国庫支出金 18款 繰入金 20款 市債

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 4,592,465	千円 75,253	千円 4,667,718	千円	千円	千円	千円 75,253
18 地震災害支 援費	6	221	227				221
計	7,333,835	75,474	7,409,309	0	0	0	75,474

#### 7 款 土木費

##### 4 項 都市計画費

10 庁舎エリア 整備事業費	418,120	△26,180	391,940	△13,090 国庫支出金	△13,000 市債	△90 繰入金	
				△13,090	△13,000	△90	
計	5,595,223	△26,180	5,569,043	△13,090	△13,000	△90	0

#### 1 2 款 予備費

##### 1 項 予備費

1 予備費	71,504	△5,474	66,030				△5,474
計	71,504	△5,474	66,030	0	0	0	△5,474

節		説明	千円
区分	金額		
3	職員手当等	○施策評価対象外事業 職員等の人件費に関する事務 職員手当等 退職手当	千円 75,253 75,253 75,253 75,253
9	旅費	○施策評価対象外事業 地震災害支援事業 旅費 職員特別旅費	千円 221 221 221

19	負担金補助及び交付金	○まちの顔づくり 庁舎エリア整備事業 負担金補助及び交付金 負担金 高圧線地中化調査設計業務負担金	千円 △26,180 △26,180 △26,180 △26,180


2 款 総務費 7 款 土木費 1 2 款 予備費

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(348) 864	497,371	3,042,069	2,738,446	6,277,886	1,210,120	7,488,006	
補 正 前	(348) 864	497,371	3,042,069	2,663,193	6,202,633	1,210,120	7,412,753	
比 較	(-) -	-	-	75,253	75,253	-	75,253	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	98,633	460,485	282,453	85,756	116,724	860,521	612,506
	補 正 前	98,633	460,485	282,453	85,756	116,724	860,521	612,506
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	69,776	145,997	1,008	1,370	3,025	192	
	補 正 前	69,776	70,744	1,008	1,370	3,025	192	
	比 較	-	75,253	-	-	-	-	-

### ア 会計年度任用職員以外の職員 ( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 761	2,858,969	2,574,563	5,433,532	1,078,246	6,511,778	
補 正 前	(1) 761	2,858,969	2,499,310	5,358,279	1,078,246	6,436,525	
比 較	(-) -	-	75,253	75,253	-	75,253	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	98,633	435,132	281,545	76,262	116,724	734,827	612,103
	補 正 前	98,633	435,132	281,545	76,262	116,724	734,827	612,103
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	69,776	144,002	1,008	1,334	3,025	192	
	補 正 前	69,776	68,749	1,008	1,334	3,025	192	
	比 較	-	75,253	-	-	-	-	-

イ 会計年度任用職員 ( ) 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(347) 103	497,371	183,100	163,883	844,354	131,874	976,228	
補 正 前	(347) 103	497,371	183,100	163,883	844,354	131,874	976,228	
比 較	(-) -	-	-	-	-	-	-	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	-	25,353	908	9,494	-	125,694	403
	補 正 前	-	25,353	908	9,494	-	125,694	403
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	1,995	-	36	-	-	
	補 正 前	-	1,995	-	36	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職 員 手 当	75,253	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	75,253	退職手当	普通退職に伴う退職手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	75,253	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	75,253	退職手当	普通退職に伴う退職手当

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	-	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		

## 議案第32号

### 令和6年度門真市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度門真市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,142,123千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,766,123千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月6日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	21,548,981	1,074,948	22,623,929
	1 国庫負担金	13,815,178	489,603	14,304,781
	2 国庫補助金	7,691,822	585,345	8,277,167
15	府支出金	5,289,616	△12,825	5,276,791
	1 府負担金	3,595,392	△16,465	3,578,927
	2 府補助金	1,119,365	3,640	1,123,005
18	繰入金	3,081,919	80,000	3,161,919
	1 基金繰入金	3,081,919	80,000	3,161,919
	歳入合計	74,624,000	1,142,123	75,766,123

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	7,632,374	5,368	7,637,742
	1 総務管理費	6,620,938	5,368	6,626,306
3	民生費	32,613,426	1,121,254	33,734,680
	1 社会福祉費	11,934,603	639,826	12,574,429
	2 児童福祉費	8,069,510	481,428	8,550,938
4	衛生費	3,932,951	6,959	3,939,910
	1 保健衛生費	1,372,808	1,694	1,374,502
	2 清掃費	2,560,143	5,265	2,565,408
12	予備費	50,000	8,542	58,542
	1 予備費	50,000	8,542	58,542
	歳 出 合 計	74,624,000	1,142,123	75,766,123









## 2 歳 入

### 1 4 款 国庫支出金

#### 1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	千円 13,735,201	千円 489,603	千円 14,224,804
計	13,815,178	489,603	14,304,781

### 1 4 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	368,963	563,750	932,713
2 民生費国庫補助金	390,926	21,595	412,521
計	7,691,822	585,345	8,277,167

### 1 5 款 府支出金

#### 1 項 府負担金

1 民生費府負担金	3,581,243	△16,465	3,564,778
計	3,595,392	△16,465	3,578,927

### 1 5 款 府支出金

#### 2 項 府補助金

2 民生費府補助金	614,391	3,640	618,031
計	1,119,365	3,640	1,123,005

節		金額	説明
区分	金額		
42 児童手当負担金	千円 489,603	児童手当負担金	千円

23 重点支援地方交付金	563,750	給付金・定額減税一体支援枠分	
36 子ども・子育て支援事業費補助金	21,595	児童手当制度改正実施円滑化事業費補助金	

15 児童手当負担金	△16,465	児童手当負担金	

3 安心子ども基金特別対策事業費補助金	3,640	安心子ども基金特別対策事業費補助金	

14款 国庫支出金 15款 府支出金

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
10 財政調整基金繰入金	千円 0	千円 80,000	千円 80,000
計	3,081,919	80,000	3,161,919

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金 繰入金	千円 80,000	財政調整基金繰入金 千円

1 8 款 繰入金

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,078,889	千円 5,368	千円 5,084,257	千円 463	千円	千円	千円 4,905
				府支出金 463			
計	6,620,938	5,368	6,626,306	463	0	0	4,905

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	6,720,754	639,826	7,360,580				639,826
-----------	-----------	---------	-----------	--	--	--	---------

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 5,368	千円 ○施策評価対象外事業 庶務関連事務（人事課） 5,368 委託料 5,368 各種業務委託料（費用） 5,368 人事給与システム業務委託料 5,368

3 職員手当等	1,800	○障がい児（者）等への支援
11 需用費	100	障がい者基幹相談支援センター運営事業 442 負担金補助及び交付金 442
12 役務費	1,867	負担金 442 基幹相談支援業務負担金 442
13 委託料	84,469	地域生活支援事業 1,058
14 使用料及び賃借料	90	負担金補助及び交付金 1,058 負担金 1,058
19 負担金補助及び交付金	551,500	障がい者相談支援事業負担金 1,058 ○生活保障と自立支援 物価高騰対策支援給付金給付事業 638,326 職員手当等 1,800 超過勤務手当 1,800 需用費 100 消耗品費 100 役務費 1,867 通信運搬費 1,270 手数料 597 委託料 84,469

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	11,934,603	639,826	12,574,429	0	0	0	639,826

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	645,218	21,595	666,813	21,595 国庫支出金 21,595			
-----------	---------	--------	---------	---------------------------	--	--	--

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
		各種業務委託料（費用）	84,469
		物価高騰対策支援給付金給付業務委託料	84,469
		使用料及び賃借料	90
		使用料及び賃借料（物件費）	90
		備品等借上料	90
		負担金補助及び交付金	550,000
		交付金	550,000
		低所得者の子育て世帯への加算給付金	50,000
		住民税非課税世帯等への給付金	500,000

1 報酬	722	○施策評価対象外事業	
		児童手当支給事業	21,595
3 職員手当等	488	報酬	722
9 旅費	63	会計年度任用職員	722
		職員手当等	488
11 需用費	148	超過勤務手当	488
12 役務費	1,518	旅費	63
		費用弁償	63
13 委託料	18,656	需用費	148
		消耗品費	30
		印刷製本費	118
		役務費	1,518
		通信運搬費	1,518
		委託料	18,656
		各種業務委託料（費用）	18,656

3 款 民生費

3 款 民生費  
2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童措置費	6,065,902	459,833	6,525,735	476,315			△16,482
				国庫支出金			
				489,603			
				府支出金			
				△13,288			
計	8,069,510	481,428	8,550,938	497,910	0	0	△16,482

4 款 衛生費  
1 項 保健衛生費

6 診療所費	76,331	1,694	78,025				1,694
計	1,372,808	1,694	1,374,502	0	0	0	1,694

4 款 衛生費  
2 項 清掃費

3 し尿処理費	188,644	5,265	193,909				5,265
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説明	金額
区分	金額		
	千円	児童手当システム改修業務委託料	千円 18,656
1 報酬	2,304	○施策評価対象外事業	
		児童手当支給事業	456,673
3 職員手当等	856	扶助費	456,673
20 扶助費	456,673	児童手当支給費	456,673
		○施策評価対象外事業	
		子育てのための施設等利用給付事業	3,160
		報酬	2,304
		会計年度任用職員	2,304
		職員手当等	856
		期末手当	466
		勤勉手当	390

8 報償費	1,694	○消防・救急医療体制の充実	
		保健福祉センター診療所運営事業	1,694
		報償費	1,694
		医療事務従事者報償費	1,694

13 委託料	5,265	○快適に暮らせる生活基盤の整備	
		し尿処理施設運営管理事業	5,265
		委託料	5,265

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,560,143	5,265	2,565,408	0	0	0	5,265

1 2 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	50,000	8,542	58,542				8,542
計	50,000	8,542	58,542	0	0	0	8,542

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		各種業務委託料（費用） 5,265
		用地分筆・境界確定及び測量業務委託料 2,788
		土地鑑定業務委託料 2,477


4 款 衛生費 1 2 款 予備費

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(322) 826	483,011	2,948,546	3,035,273	6,466,830	1,249,499	7,716,329	
補 正 前	(319) 826	479,985	2,948,546	3,032,129	6,460,660	1,249,499	7,710,159	
比 較	(3) -	3,026	-	3,144	6,170	-	6,170	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	92,360	473,637	242,768	79,028	112,740	912,736	707,775
	補 正 前	92,360	473,637	240,480	79,028	112,740	912,270	707,385
	比 較	-	-	2,288	-	-	466	390
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	67,746	344,139	-	730	1,614	-	
	補 正 前	67,746	344,139	-	730	1,614	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

### ア 会計年度任用職員以外の職員 ( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 744	2,798,258	2,717,203	5,515,461	1,078,569	6,594,030	
補 正 前	(1) 744	2,798,258	2,714,915	5,513,173	1,078,569	6,591,742	
比 較	(-) -	-	2,288	2,288	-	2,288	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	92,360	450,887	242,053	75,509	112,740	725,892	605,689
	補 正 前	92,360	450,887	239,765	75,509	112,740	725,892	605,689
	比 較	-	-	2,288	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	67,746	341,993	-	720	1,614	-	
	補 正 前	67,746	341,993	-	720	1,614	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

イ 会計年度任用職員 ( ) 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(321) 82	483,011	150,288	318,070	951,369	170,930	1,122,299	
補 正 前	(318) 82	479,985	150,288	317,214	947,487	170,930	1,118,417	
比 較	(3) -	3,026	-	856	3,882	-	3,882	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
		補 正 後	-	22,750	715	3,519	-	186,844
	補 正 前	-	22,750	715	3,519	-	186,378	101,696
	比 較	-	-	-	-	-	466	390
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	2,146	-	10	-	-	
	補 正 前	-	2,146	-	10	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	3,026	報酬改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	3,026	
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
職 員 手 当	3,144	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	3,144	超過勤務手当 期末手当 勤勉手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	2,288	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	2,288	超過勤務手当	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	3,026	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	3,026		
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	856	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	856	期末手当 勤勉手当	

